

菊川市生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安心・安全な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光、同項第2号に規定する風力並びに同項第5号に規定するバイオマスをエネルギー源とする設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 市内において再生可能エネルギー発電設備の設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、賃借人、占有者及び管理者をいう。
- (6) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地の所有者、賃借人、占有者及び管理者

イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者、賃借人、占有者及び管理者

ウ 事業区域の全部又は一部を含む自治会

エ アからウまでに掲げる者のほか、再生可能エネルギー発電事業に関し、利害関係者であると市長が認めるもの

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害又は生活環境への被害等が発生することがないように十分配慮するとともに、近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に係る事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、自己の責任において速やかに必要な措置を講ずるとともに、再発防止に努め、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、災害又は生活環境への被害等が発生することがないように十分配慮するとともに、当該土地を適正に管理しなければならない。

(市民の協力)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認められるものを、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域
- (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (5) 生活環境の保全上支障が生じるおそれがある区域

2 前項の抑制区域は、規則で定める。

(適用事業)

第8条 この条例を適用する再生可能エネルギー発電事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 太陽光をエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの（建築物に設置するものを除く。）
- (2) 風力をエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業のうち、発電出力が10キロワット以上のもの
- (3) バイオマスをエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業

(事業概要書の提出)

第9条 事業者は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業開始の60日前までに、再生可能エネルギー発電事業に係る概要書（以下「事業概要書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業概要書の提出があったときは、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

(近隣関係者への説明)

第10条 前条の事業概要書を提出した事業者は、次条の規定による届出をする前に、近隣関係者に対し、事業概要書に基づき再生可能エネルギー発電事業の内容について説明をする機会を設けなければならない。

2 事業者は、説明を行うに当たっては、当該事業計画の内容について理解が得られるよう、努めなければならない。

3 事業者は、説明内容及び結果を規則で定めるところにより、市長へ報告しなければならない。

(届出)

第11条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電事業に係る事項を市長に届け出なければならない。

(同意)

第12条 市長は、事業者の手續が適切であつて、再生可能エネルギー発電事業と市民の安心・安全な生活環境との調和を図る上で支障がないと認めるときは、当該再生可能エネルギー発電事業について同意するものとする。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。

3 市長は、第1項の同意をするときは、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第13条 事業者は、第9条第1項の規定により提出した事業概要書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第9条第2項及び第10条から前条までの規定は、前項の規定による変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(事業の承継の届出)

第14条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第15条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止する場合は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出るとともに、当該再生可能エネルギー発電事業により設置した再生可能エネルギー発電設備を関係法令に基づき、自らの責任において適正に処分しなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電事業により設置した再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了した場合は、規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該再生可能エネルギー発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(指導及び勧告)

第17条 市長は第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項の事業概要書を提出せず、又は虚偽の事業概要書を提出したとき（第13条第2項において準用するものを含む。）。)

(2) 第10条第1項の規定による近隣関係者への説明をせず、又は同条第3項の規定による市長への報告をしなかったとき（第13条第2項において準用するものを含む。）。)

(3) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（第13条第2項において準用するものを含む。）。)

(4) 第12条の規定による同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業を開始したとき（第

13条第2項において準用するものを含む。)

(5) 第13条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

(6) 第15条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は再生可能エネルギー発電事業により設置した設備を適正に処分しなかったとき。

(7) 第16条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は同条に規定する立入調査を拒み、若しくは妨げ、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 前項の指導に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第18条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容について公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国への報告)

第19条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、当該公表の内容を国へ報告するものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。